

情報セキュリティ教育の実施について

「東京大学における情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動の一環として、本学の情報システムを利用する全構成員を対象に、情報セキュリティ教育（e-learning）を毎年実施することといたしましたので、実施期間内に受講してください。

記

1. 対象者：平成 30 年 10 月 1 日時点で UTokyo Account を付与された学生（研究生、聴講生等を含む。ただし、休学者等を除く。）

2. 実施期間：平成 30 年 10 月 22 日(月) ～ 平成 30 年 12 月 25 日(火)

3. 実施方法

昨年度同様、情報基盤センターの ITC-LMS（学習管理システム）で実施します。

(1) ITC-LMS（学習管理システム）に UTokyo Account でログインする。（学外からも受講可能）。

ITC-LMS <https://itc-lms.ecc.u-tokyo.ac.jp/>

(2) 講習「学**情報セキュリティ教育」を選択し、教材（「情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」）を学習する。

(3) 確認テスト(10 問)を全問正解するまで受講する。

(4) 受講者アンケートを回答する。

* (2) (3) (4)を全て実施して情報セキュリティ教育の受講が完了となります。

4. 諸注意(重要！)

(1) 情報セキュリティ教育（e-learning）は、本学の情報システムを利用する全構成員にとって必須です。必ず実施期間内に受講を完了させてください。

期間内に受講が完了していない学生については、情報セキュリティの意識が低いと判断し、最大 6 ヶ月 UTokyo WiFi の利用を停止いたします。

(2) 学生からの質問については、以下の Web フォームにて受け付けます。

WebForm <https://webform.adm.u-tokyo.ac.jp/Forms/InformationSecurityEducation/>

(3) 平成 30 年 10 月 1 日以降に UTokyo Account を付与される学生については、ITC-LMS による e-learning の受講は来年度となりますが、代替措置として、情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインを熟読し、内容を理解してください。

情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン (<https://www.utokyo.ac.jp/content/400098733.pdf>)

